

改正

平成26年3月27日規則第20号

平成31年3月22日規則第8号

令和2年3月31日規則第18号

令和3年5月25日規則第73号

松阪市総合運動公園運動施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市総合運動公園運動施設条例（平成24年松阪市条例第23号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、松阪市総合運動公園運動施設（以下「運動施設」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の対象)

第2条 条例第3条第1項の規定により許可を受けなければならないのは、次に掲げる施設とする。

- (1) 芝生広場内のトラック形体をした園路及びその内側の芝生部分
- (2) 多目的グラウンドの防球ネットに囲まれている内側の人工芝部分（照明使用も含む。）
- (3) 管理事務所内の会議室
- (4) 多目的広場第1の防球ネットに囲まれている内側の土舗装部分及び多目的広場第2の園路に囲まれている内側の土舗装部分
- (5) スケートパーク

2 市長は、条例第3条第1項の規定による許可をした場合は、その旨を運動施設内に設置する看板等により他の使用者に周知するほか、必要な措置を講じなければならない。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により運動施設を使用しようとする者は、松阪市総合運動公園運動施設使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、次のとおりとする。

- (1) スケートパークは、使用しようとする日の1年前から1か月前までとする。
- (2) 前号以外の施設については、使用しようとする日の3か月前から当日までとする。
- (3) その他市長が特に認めるときは、その都度市長が定める期間

3 前項の受付日及び時間は、条例第2条の2に規定する休業日を除く日の午前8時30分から午後10時までとする。

4 スケートパークにおいて個人使用の許可を受けようとする者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当日、口頭により申請するものとする。

5 条例第3条第6項の規定によりスケートパークを専用で使用しようとする者は、第1項の松阪市総合運動公園運動施設使用許可申請書のほかに大会等の目的、内容及びその他必要な事項を記載した企画書を提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松阪市総合運動公園運動施設使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請した者に交付するものとする。

2 前条の使用の申請において、運動施設を使用しようとする日時が競合するときは、申請書の受付順とする。ただし、市長が必要と認めた場合は他の方法によることができる。

3 条例第3条第5項の規定によりスケートパークを個人で使用しようとし、あらかじめ市長の登録を受けようとする者は、スケートパーク使用者登録申請書兼誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、スケートパーク登録証を交付するものとする。

5 前項のスケートパーク登録証の有効期限は、条例別表第5の使用区分が変わる日の前日までとし、更新手続は第3項の例による。

6 第1項の規定にかかわらず、スケートパークの個人使用を許可したときは、許可書は交付せず、

スケートパーク使用券（様式第4号）を使用料と引き替えに交付するものとする。ただし、使用料が無料の場合は、この限りでない。

（使用許可の変更）

第5条 条例第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載された内容を変更しようとするときは、使用しようとする日の前日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の日とする。）までに松阪市総合運動公園運動施設使用変更許可申請書（様式第5号）に許可書を添えて速やかに市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可をするときは、松阪市総合運動公園運動施設使用変更許可書（様式第6号）を交付するものとする。この場合において、使用時間又は使用内容の変更により既納の使用料に不足が生じたときは、使用者は当該不足分を納付しなければならない。

（附属設備の使用料）

第5条の2 条例第4条第3項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の算定等）

第5条の3 条例別表の使用区分欄において規定する市民とは、次に掲げるものとする。

（1） 市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者

（2） 前号に規定する者により構成されている団体

（3） 第1号に規定する者及び同号に規定する者以外の者により混成されている団体にあつては、その半数以上が同号に規定する者で構成されているもの

2 市長は、使用料を正しく算定するために、団体が使用許可を申請する際に利用団体構成員名簿（様式第6号の2）を併せて提出させる等、前項に規定する内容を不定期に確認するものとする。

3 条例別表の使用区分欄において規定する高校生とは、高校の在学の有無にかかわらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（使用料の納付日）

第6条 条例第4条第2項に規定する市長が定める期日とは、使用の許可と同時とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（特別の設備）

第7条 使用者は、条例第5条ただし書の規定により運動施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ松阪市総合運動公園運動施設原状変更許可申請書（様式第7号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可をしたときは、松阪市総合運動公園運動施設原状変更許可書（様式第8号）を交付するものとする。

（許可の取消し手続）

第8条 使用者が、施設の使用許可の取消しを受けようとするときは、松阪市総合運動公園運動施設使用許可取消申出書（様式第9号）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 使用者が、条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ松阪市総合運動公園運動施設使用料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 市長は、条例第7条ただし書の規定により使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を還付する。

還付区分	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるとき。	100／100
使用しようとする日の5日前（当該日が条例第2条の2各号に規定する日に当たるときは、当該日前の受付日とする。）までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80／100
使用しようとする日の4日前から前日（当該日が条例第2条の2各号に規定する日に当たるときは、当該日前の受付日とする。）までの間に使用許可の取消	50／100

しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	
第5条の規定により使用変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき。	過納金の全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、松阪市総合運動公園運動施設使用料還付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（事故等の報告）

第11条 使用者は、運動施設の設備、備品等を損傷若しくは滅失したとき又は事故が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けずに物品の販売をしないこと。
- （2） 許可を受けた設備器具又は備付物品以外のものを使用しないこと。
- （3） 運動施設の管理運営上支障を来す行為をしないこと。
- （4） 都市公園に関する法令等を遵守すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

（補則）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月25日規則第73号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条の2関係）

（総合運動公園スケートパーク附属設備使用料）

附属設備の名称	単位	使用料 （1日当たり）
スケートボード	1台	300円
ヘルメット	1個	100円
プロテクター	1式	100円